

令和6年度 下松市奨学生募集要項

下松市では、向学心に燃え、人物・学業が優秀でありながら、経済的理由により就学が困難な方に対し、学業に必要な資金を無利子で貸し付ける奨学金制度を実施しています。

このたび、令和6年度から貸付けを開始する下松市奨学生を募集します。

1 奨学生の資格

令和6年4月に入学予定または在学している学生で、以下の条件を全て満たす者

- (1) 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学（短期大学を含み、大学院を除く）、高等専門学校、専修学校のうち修業年限が2年以上の高等課程または専門課程に在学する者 ※1
- (2) 保護者が市内に住所を有している者
- (3) ほかの貸与型奨学金を受けない者
- (4) 経済的な理由により就学が困難である者 ※2
- (5) 市長が適当と認める連帯保証人を2人有する者 ※3

※1 「高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、高等専門学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校が対象です。また、「専修学校」とは、学校教育法第124条に規定する学校で、修業年限が2年以上の高等課程又は専門課程が対象です。

※2 「経済的な理由により就学が困難」とは、日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たすことをいいます。

※3 原則として、連帯保証人のうち1人は、父母兄弟又はこれに代わる方であり、他の1名はこれら以外の方である必要があります。

2 申請期間

令和5年11月1日（水）～令和5年12月27日（水）

3 奨学金の貸付金額

学 校 区 分		貸付月額
高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）	国公立	15,000円
	私立	20,000円
高等専門学校	第1学年から第3学年まで	15,000円
	第4学年、第5学年及び専攻科	35,000円
大学、短大、専修学校（専門課程）		35,000円

4 申請に必要な書類

- (1) 奨学金貸付申請書（別記様式第1号）
- (2) 学校長の推薦書（別記様式第2号）※4
- (3) 学校長の発行する成績証明書（各学校の様式）※4
- (4) 本人及び保護者の住民票（世帯全員）の写し（続柄が記載されたもの）※5
- (5) 保護者の令和5年度所得・課税証明書（世帯用） ※5
（令和4年中（令和4年1月～令和4年12月分）の所得額と令和5年度の課税額が記載されたもの。所得がない場合でも証明書が必要です。）

※4 (2)、(3)について

現在1年生で在学中の貸与を希望される方は、卒業された学校(高校(高専含む)1年生の場合は中学校、大学(短大・専門学校含む)1年生の場合は高校)に記入・発行を依頼してください。

※5 (4)、(5)について

下松市に住所のある方は「住民情報・税情報確認承諾書」の提出にかえることができます。
(5)については、令和5年1月1日現在で下松市に住所がある方のみです。

5 奨学生の決定

下松市奨学金審議会の選考を経て決定し、令和6年2月頃、申請者に対し結果を通知します。

6 奨学生決定者の提出書類

奨学生の決定を受けた場合は、指定する期日までに次の書類を提出する必要があります。

- (1) 誓約書（別記様式第4号）
- (2) 連帯保証人の住民票の写し、市町村民税納税証明書及び印鑑登録証明書
※市町村民税の滞納がある方及び未成年者は、連帯保証人として認められません。

7 奨学金の貸付方法

毎年度5月と9月にそれぞれ半年分の金額を、奨学生名義の口座に振り込みます。

8 奨学金貸付けの停止

休学したときは、その期間中の貸付けを停止します。

9 奨学金貸付けの取消し

次のいずれかに該当するときは、奨学生の決定を取り消します。

- (1) 1に記載する資格を失ったとき。
- (2) 疾病等により卒業の見込みがなくなったとき。
- (3) 市長が奨学生として適当ではないと認めたとき。

10 奨学金の償還方法

貸付けを受けた奨学金は、以下により償還しなければなりません。

「**償還開始時期**」 貸付けを受けて修学した学校を卒業し6箇月経過後
※ただし、貸付けを取り消された場合等は、その翌月から償還を開始することとなります。

「**償還額**」

学 校 区 分	償還月額
高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、 専修学校（高等課程）	6,000 円
高等専門学校	14,000 円
大学、短大、専修学校（専門課程）	14,000 円
複数の区分を通じて貸付けを受けた者	貸付けを受けた最終 学歴の属する区分の額

「**償還方法**」 毎月末日までに、口座振込または金融機関の窓口で納付

11 奨学生の義務

次のときは、速やかに届け出てください。

- (1) 奨学生に、休学、復学、転学、退学、転居、改姓、ほかの奨学金を受けるようになった等の異動があるとき。
- (2) 連帯保証人に関しての変更があるとき。

12 その他

下松市奨学金は、下松市奨学金貸付基金条例及び関連規程により貸付け、償還等が実施されます。詳細につきましてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ・申請書類の提出先】

下松市教育委員会 教育総務課（下松市役所 5階⑤番窓口）

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号

電話：0833-45-1866 FAX:0833-45-1865

※申請書類を郵送する際は、封筒に「奨学金貸付申請書類在中」と記載してお送りください。